

議第102号

呉市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

呉市の特定の事務（以下「特定事務」という。）を取り扱わせる郵便局（以下「取扱郵便局」という。）について、日本郵便株式会社との協議により、次のとおり指定する。

1 取扱郵便局

- (1) 呉郵便局
- (2) 呉広本町郵便局

2 特定事務の範囲

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 取扱期間

令和7年4月21日から令和8年3月31日まで。ただし、当該期間の満了日の3か月前までに、呉市又は日本郵便株式会社から何ら意思表示がないときは、1年ごとにこれを更新する。

（提案理由）

呉市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出する。